

静岡市避難行動要支援者  
避難支援プラン

平成31年 3 月

静 岡 市



## 目 次

### 第1章 基本的な考え方

1 趣旨 .....	1
2 避難支援プランの位置づけ .....	1
3 避難支援体制の整備 .....	1
4 推進体制 .....	3
5 関係機関等の役割	
(1) 市の役割 .....	4
(2) 自主防災組織の役割 .....	5
(3) 民生委員児童委員協議会の役割 .....	5
(4) 静岡市社会福祉協議会の役割 .....	6
(5) 地区社会福祉協議会の役割 .....	6
(6) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割 .....	6
(7) 消防団の役割 .....	7

### 第2章 避難行動要支援者情報の把握、共有

1 避難行動要支援者名簿の作成 .....	8
(1) 避難行動要支援者名簿の利用目的 .....	8
(2) 避難行動要支援者名簿の対象者 .....	8
(3) 情報収集の方法 .....	8
(4) 収集する内容 .....	9
2 避難行動要支援者名簿への登録 .....	9
3 避難行動要支援者名簿等の提供、管理	
(1) 避難行動要支援者名簿の作成 .....	9
(2) 避難行動要支援者名簿等の提供 .....	9
(3) 避難行動要支援者名簿等の適正管理 .....	9
(4) 避難行動要支援者名簿の更新 .....	10

### 第3章 避難行動要支援者の避難支援

1 避難行動要支援者の調査、状況把握 .....	11
2 避難支援方法の事前確認 .....	11

3 登録台帳（申請書兼登録台帳）への記載事項 .....	11
------------------------------	----

#### 第4章 安否確認、避難誘導體制の整備

1 避難支援の実施体制	
（1）市における避難支援体制 .....	13
（2）地域における避難支援の取り組み .....	13
（3）社会福祉施設等の避難支援体制の整備 .....	13
（4）ボランティア等との連携 .....	13
2 情報伝達体制の整備	
（1）避難行動要支援者への情報伝達 .....	14
（2）避難支援者への情報伝達 .....	14
（3）避難支援関係機関への情報伝達 .....	14
3 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及 .....	15
4 避難支援訓練の実施 .....	15
5 安否確認情報の収集体制	
（1）避難行動要支援者の安否情報の収集 .....	16
（2）避難支援者からの報告 .....	16

#### 第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要配慮者支援体制 .....	17
（1）支援体制の確認 .....	17
（2）優先的支援の実施 .....	17
2 福祉避難所	
（1）福祉避難所の指定 .....	17
（2）福祉避難所の確保 .....	17
（3）設置、運営等 .....	17

#### 様式

様式第1号 静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳 .....	18
様式第2号 静岡市避難行動要支援者名簿 .....	19
様式第3号 静岡市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書 .....	20

## 第1章 基本的な考え方

### 1 趣 旨

風水害、地震等の災害による被害を最小限に防止するためには、日ごろの避難支援対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではない。防災対策の推進に当たっては総合的な取り組みが重要であり、中でも、災害時の避難行動に支援を必要とする者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策は大きな課題となっている。

災害時の一刻を争う事態では、行政の支援が間に合わない事態が想定され、地域での主体的な対応が最も重要であり、避難行動要支援者の避難は、自助、地域（近隣）の共助が基本となる。

静岡市（以下「市」という。）は、風水害、地震等の災害に備え、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時からの避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段や伝達体制の整備、避難誘導等の支援体制を確立することを目的として、「静岡市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」という。）を作成する。

### 2 避難支援プランの位置づけ

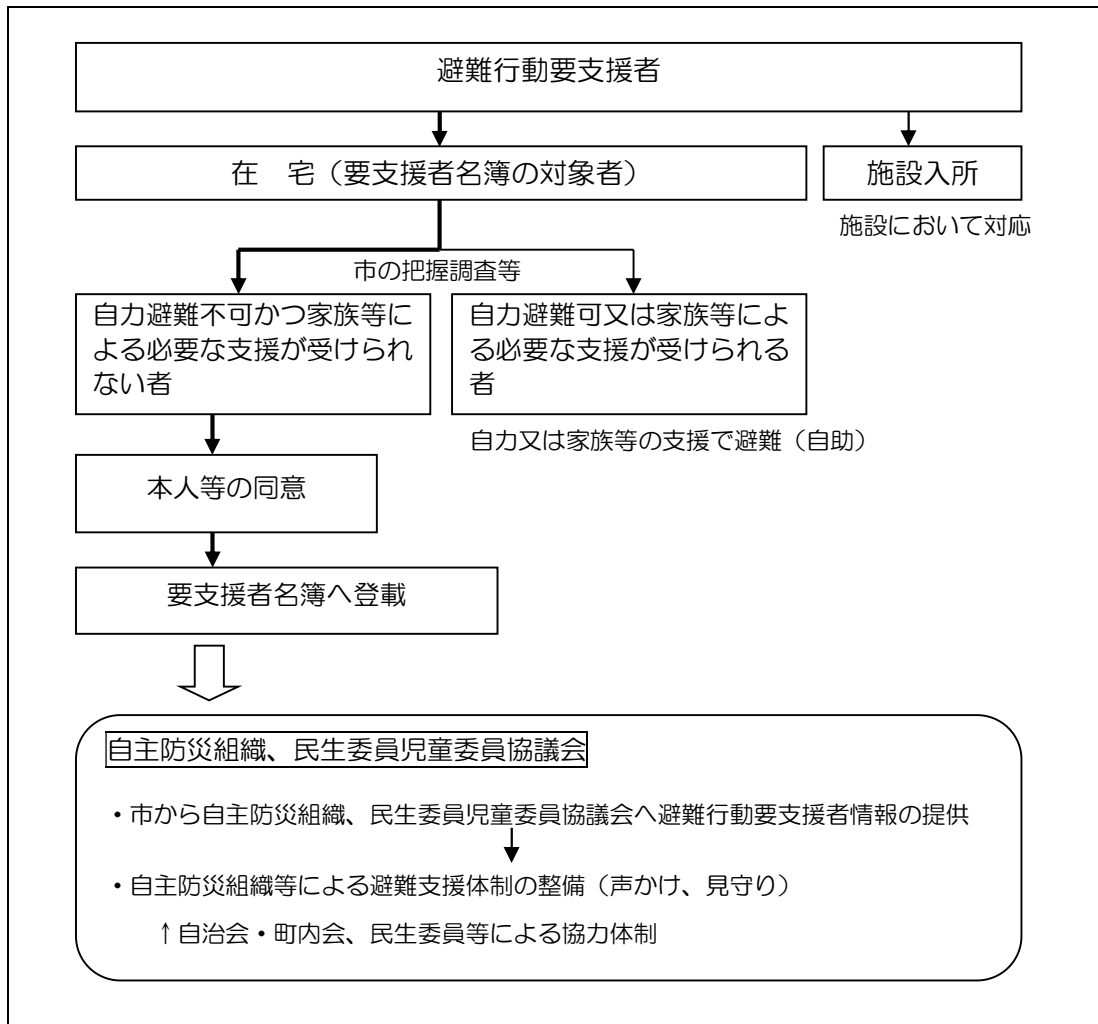
避難支援プランは、「静岡市地域防災計画」中の避難行動要支援者対策のうち、平常時の取り組み及び災害発生時の避難支援に関する事項を具体化したものであり、風水害、地震等すべての災害を対象とする。

また、対象地域は全市域とする。

### 3 避難支援体制の整備

避難行動要支援者の避難支援体制の整備は、災害時に第三者（他者）の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者について、市が保有する健康福祉に関する情報をもとに調査等を行い、本人の同意を得て、避難行動要支援者名簿（以下「要支援者名簿」という。）を作成し、地域の自主防災組織及び民生委員児童委員協議会へ提供することにより行う。

《要支援者名簿への登録までの流れ》



#### 4 推進体制

市は、平常時において避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、保健福祉長寿局、総務局危機管理課、区役所等で構成する「静岡市災害時要援護者避難支援連絡調整会議」を設置し、関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進する。

##### 静岡市災害時要援護者避難支援連絡調整会議

###### 【位置づけ】

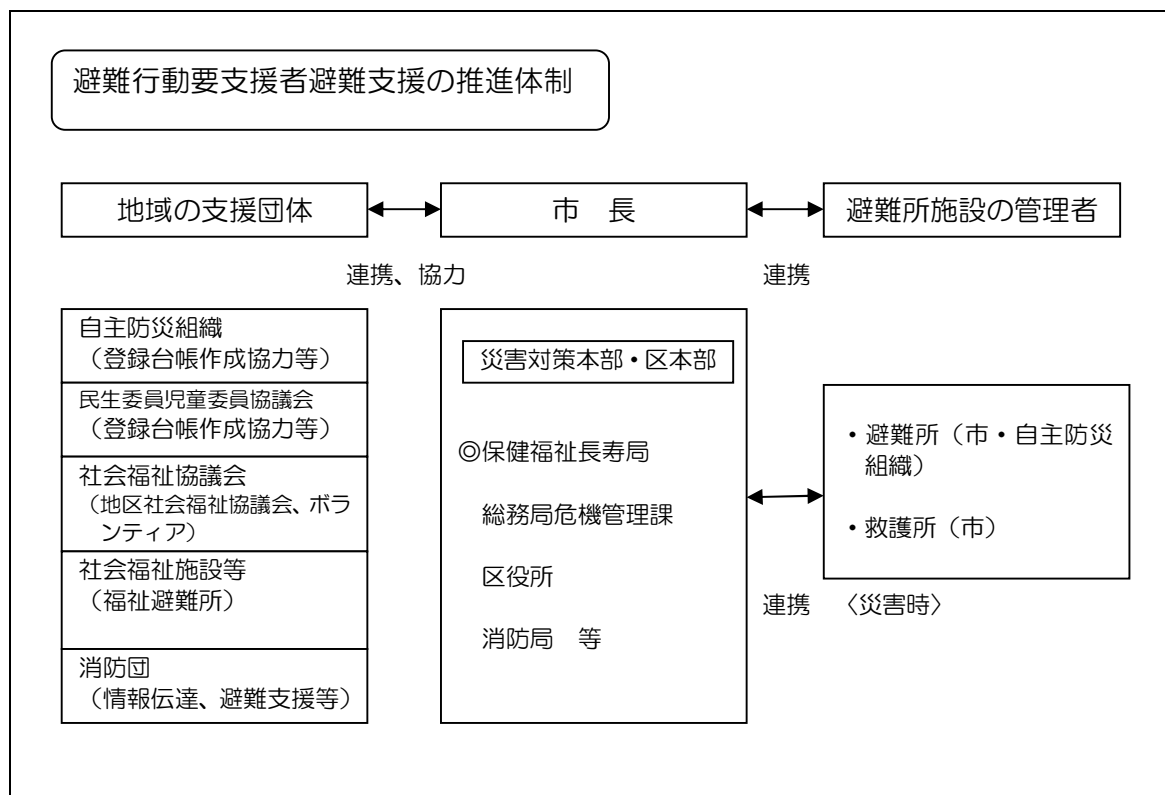
保健福祉長寿局、総務局危機管理課、区役所等による平常時における横断的なプロジェクトチームとして設置する。

避難支援体制の整備推進に当たっては、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会等の関係者の参加を得ながら進めるものとする。

###### 【業務】

庁内における避難行動要支援者情報の共有化、地域における避難行動要支援者の把握への支援、登録台帳作成のための普及啓発等を行う。

地域防災計画各編における避難行動要支援者の避難支援のあり方を踏まえ、検討を行う。



## 5 関係機関等の役割

### (1) 市の役割

#### ① 保健福祉長寿局の役割

##### <平常時>

- ア 静岡市災害時要援護者避難支援連絡調整会議の設置
- イ 要支援者名簿の作成及び自主防災組織、民生委員児童委員協議会への提供
- ウ 登録台帳作成（自主防災組織、民生委員児童委員協議会と連携して実施）
- エ 避難支援プランについての広報
- オ 社会福祉施設等との福祉避難所としての協定、運営体制の確保
- カ 避難行動要支援者の避難支援方法の周知及び避難支援訓練の実施促進
- キ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- ク 避難準備情報等の情報伝達体制の整備

##### <災害時>

- ア 避難、安否確認の状況把握
- イ 福祉避難所として協定を交わしている施設への受け入れ要請、調整及び実施

#### ② 総務局危機管理課及び区役所の役割

##### <平常時>

- ア 要支援者名簿等の共有
- イ 避難支援プランについての広報
- ウ 避難行動要支援者の避難支援方法の周知及び避難支援訓練の実施促進
- エ 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発
- オ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備

##### <災害時>

- ア 自主避難を促すこと及び避難勧告等を行うこと
- イ 避難所の開設（地区支部）
- ウ 避難、安否確認の状況把握
- エ 単独の避難所では対応できない場合の広域調整



③ 消防局の役割

＜平常時＞

ア 避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力

＜災害時＞

ア 被災者の救急、救助

④ 避難所施設の管理者（教育委員会事務局、保健福祉長寿局等）の役割

＜平常時＞

ア 避難所に指定されている所管施設等への情報伝達方法や、避難行動要支援者への物資の提供方法等の確認

イ 避難所への避難行動要支援者の避難支援に関する訓練、研修への協力

＜災害時＞

ア 避難行動要支援者の避難支援に関する避難所管理上の調整

(2) 自主防災組織の役割

＜平常時＞

ア 市が提供する要支援者名簿等を活用した自主防災組織独自の避難行動要支援者台帳の作成

イ 避難行動要支援者に対する安否確認、避難誘導を行うための登録台帳の作成への協力及び登録台帳の維持管理

ウ 安否確認、避難支援を想定した訓練の実施

エ 民生委員児童委員協議会との連携による避難行動要支援者の防災マップの作成

オ 要支援者名簿等の共有

＜災害時＞

ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難誘導、自主避難の呼びかけ等の伝達

イ 避難行動要支援者への安否確認と避難支援

(3) 民生委員児童委員協議会の役割

＜平常時＞

ア 自主防災組織への協力

イ 市が作成する要支援者名簿作成への協力

ウ 避難行動要支援者に対する安否確認、避難誘導を行うための登録台帳作成への協力

- エ 避難行動要支援者の防災マップの作成への協力
- オ 要支援者名簿等の共有

<災害時>

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難誘導、自主避難の呼びかけ等の伝達の協力
- イ 避難行動要支援者の安否確認への協力

(4) 静岡市社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ア 地域福祉の推進
- イ 登録台帳作成のための避難行動要支援者や地区社会福祉協議会、関係団体等への働きかけ
- ウ 避難支援者の選定に関する関係機関との連絡調整への協力（関係機関からの選定が必要になった場合）

<災害時>

- ア 静岡市災害ボランティア本部の設置、災害ボランティア等の受け入れ、派遣調整

(5) 地区社会福祉協議会の役割

<平常時>

- ア 地域における避難行動要支援者支援（共助）の環境作り

<災害時>

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難誘導、自主避難の呼びかけ等の伝達の協力

(6) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

<平常時>

- ア 在宅の避難行動要支援者への登録台帳作成のための同意への協力
- イ 在宅の避難行動要支援者の避難支援への協力
- ウ 避難行動要支援者への避難支援体制を推進するための福祉避難所としての協定締結への協力
- エ 災害発生後も継続して健康福祉サービスを提供できる体制づくり

<災害時>

- ア 避難行動要支援者を含む、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の受け入れ

(7) 消防団の役割

<平常時>

ア 専門性を活かした自主防災組織への技術支援

イ 防災に関する啓発

<災害時>

ア 自主防災組織と連携した情報伝達、安否確認、避難支援への協力

## 第2章 避難行動要支援者情報の把握、共有

### 1 要支援者名簿の作成

市は、本人又は代理人からの申請に基づき要支援者名簿を作成する。

#### (1) 要支援者名簿の利用目的

要支援者名簿は、次の目的の範囲においてのみ利用する。

- ア 自主防災組織独自の避難行動要支援者台帳の作成
- イ 避難行動要支援者の把握及び登録台帳の作成促進
- ウ 災害時の安否確認及び避難支援
- エ 災害時に支援を行うための日ごろの支援活動

#### (2) 要支援者名簿の対象者

以下の①から⑧までのいずれかに該当する者のうち、災害時に第三者（他者）の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない者を対象とする。

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯又はひとり暮らしの高齢者
- ② 要介護認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている者
- ④ 療育手帳の交付を受けている者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ⑥ 特定疾患の医療費助成認定を受けている難病患者
- ⑦ 乳幼児が3人以上いる世帯の世帯主
- ⑧ その他支援が必要な者

#### (3) 情報収集の方法

市は、要支援者名簿の作成のため必要があるときは、次の情報のうちから避難行動要支援者に関する情報を必要最小限で利用することができる。

- ア 住民基本台帳情報
- イ 要介護・要支援認定に関する台帳情報
- ウ 身体障害者手帳交付台帳情報
- エ 療育手帳交付台帳情報
- オ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳情報
- カ 特定疾患医療受給者台帳情報

#### (4) 収集する内容

要支援者名簿には、次の情報を記載するものとする。

- ア 氏名
- イ 性別
- ウ 生年月日、年齢
- エ 住所
- オ 電話番号
- カ 本人の状況
- キ その他必要があると認める情報

### 2 要支援者名簿への登録

第2章1(2)の対象者のうち、避難支援を受けるために市の要支援者名簿への登録を希望するものは、支援のために必要となる個人情報を地域の自主防災組織及び民生委員児童委員協議会に提供することに同意した上、静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳(様式第1号)(以下「申請書兼登録台帳」という。)を市に提出するものとする。

### 3 要支援者名簿等の提供、管理

#### (1) 要支援者名簿の作成

市は、申請書兼登録台帳の提出があったときは、静岡市避難行動要支援者名簿(様式第2号)により自主防災組織ごとに要援護者名簿を作成する。

#### (2) 要支援者名簿等の提供

市は、避難支援体制を整備するため、申請書兼登録台帳及び要支援者名簿(以下これらを「要支援者名簿等」という。)を関係部局と共有するとともに、当該避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織及び民生委員児童委員協議会に提供する。この場合において、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会は、市と静岡市災害時要援護者名簿等の取扱いに係る協定書(様式第3号)を結ぶものとする。

#### (3) 要支援者名簿等の適正管理

要支援者名簿等の原本は市が、副本は要支援者名簿等の提供を受けた者が保管する。

また、要支援者名簿等の情報保護対策の確保が不可欠であるため、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会においては要支援者名簿等を施錠のある保管場所へ保管するなど、情報の適正管理を徹底するものとする。

また、要支援者名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は要支援者名簿等の情報の漏えいが生じるおそれがあるときは、要支援者名簿等の提供を受けたものが速やかに市に報告するものとする。

(4) 要支援者名簿の更新

市は、要支援者名簿の更新を行い、関係部局と共有するとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会に提供する。

### 第3章 避難行動要支援者の避難支援

#### 1 避難行動要支援者の調査、状況把握

自主防災組織及び民生委員児童委員協議会は、避難行動要支援者について状況を調査し、個人情報の保護に配慮しながら、避難行動要支援者の状況把握を行うものとする。

#### 2 避難支援方法の事前確認

自主防災組織及び民生委員児童委員協議会は、災害情報の提供、安否確認、避難支援の方法など安全の確保のための必要な支援について、あらかじめ避難行動要支援者本人等の意向を確認のうえ自治会・町内会を中心とした地域で話し合い、その結果を関係者の間で確認できるように、登録台帳（「申請書兼登録台帳」をいう。以下同じ。）に記載するものとする。

#### 3 登録台帳への記載事項

登録台帳には、避難支援方法等について、以下の内容を参考に記載するものとする。

##### ① 避難支援者

避難支援者は、避難行動要支援者本人等の意思を尊重し、できるだけ身近な者から複数選定する。また、長期にわたり引き受けられる人を選定する。

近所等の中で選定することが困難な場合は、自治会・町内会を中心とした様々な機関と連携を図り、できるだけ身近な者から順に避難支援者を選定するとともに、選定された避難支援者は、避難行動要支援者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

##### ② 支援活動を円滑に進めるための留意事項

###### ア 居住状況に関する留意事項

避難行動要支援者が居住する建物の状況

###### イ 情報伝達の流れ及び情報伝達での留意事項

誰からどのような手段で情報が伝えられるかなど、情報伝達経路及び伝達手段を明記する。また「聴覚障害があるため文字による伝達が必要である」など、情報が伝わりにくい場合等の留意事項を明記する。

ウ 避難上及び避難先での留意事項

継続的に服薬する必要がある場合は、必要な医薬品等の名称や分量、服用方法等の情報やかかりつけ医療機関名及びアレルギー等を明記する。

避難行動で支援が必要な場合は、自力歩行が困難で車いすが必要であるなどの避難行動要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

また聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要、自力歩行困難のため移動支援や手段が必要など、避難先で必要となる対応等についての留意事項を明記する。

エ 避難場所、避難経路に関する留意事項

略図又は地図の添付により避難場所までの避難経路等を示すとともに、避難経路における注意事項等を記載する。



## 第4章 安否確認、避難誘導體制の整備

### 1 避難支援の実施体制

#### (1) 市における避難支援体制

市は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

また、災害時には、保健福祉長寿局、総務局危機管理課及び区役所を中心に、災害情報等に基づき、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難が必要な段階においては、避難行動要支援者が避難支援を受けられない場合や避難支援者が避難支援を行えない場合等に備え、避難行動要支援者避難支援相談窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

#### (2) 地域における避難支援の取り組み

あらかじめ定めた避難支援者は、災害発生時に、登録台帳に基づく支援を実施する。何らかの理由により支援を実施できないときは、自主防災組織へ連絡するものとする。

市、消防団、自主防災組織、自治会・町内会等は、防災だけでなく、声かけ、見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域に溶け込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

また、避難行動要支援者自らが「自分でできること」「自分ではできないこと」を明らかにし、必要な支援を避難支援者に周知するとともに、地域の行事や防災訓練等に積極的に参加するなど、日ごろから避難支援者や隣近所と交流やあいさつなどのコミュニケーションを保ち、良好な関係を築くことが大切である。

#### (3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される防災情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の受け入れなど避難支援体制の整備に努め、迅速、確実な避難支援を行うものとする。

#### (4) ボランティア等との連携

市及び自主防災組織は、社会福祉協議会、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のある

ボランティア等との連携に配慮する。

## 2 情報伝達体制の整備

### (1) 避難行動要支援者への情報伝達

市は、防災行政無線（同報無線）のほか、ファクシミリ、電子メール、放送事業者、広報車等あらゆる手段を活用し、地域住民や社会福祉施設等の避難支援関係機関へ、避難勧告、自主避難の呼びかけ等の災害情報を提供する。特に、視覚・聴覚障害のある人への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスの活用等について推進していく。

また、避難勧告、自主避難の呼びかけ等が避難行動要支援者を含めた住民に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

#### <情報伝達手段>

- ア 防災行政無線の活用（戸別受信機等）
- イ ファクシミリの活用
- ウ 携帯電話メール（災害情報配信サービスの活用）
- エ 放送事業者への情報提供
- オ 広報車、消防団等による広報
- カ 地域ぐるみの情報伝達

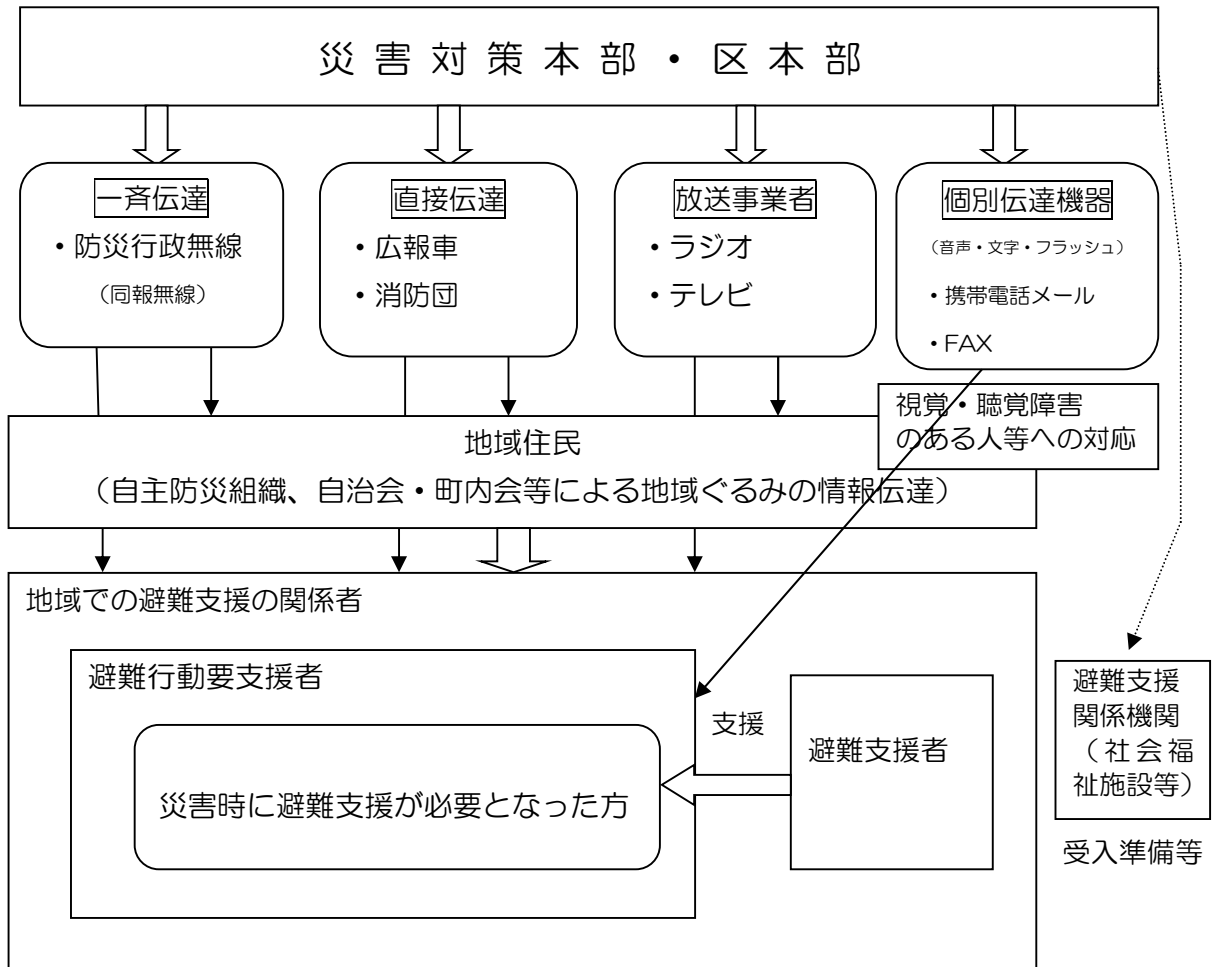
### (2) 避難支援者への情報伝達

市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援者へ避難勧告、自主避難の呼びかけ等の防災情報を伝達する。

### (3) 避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が速やかに避難支援体制を整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、避難支援体制の確保に努める。

## 避難行動要支援者の避難支援の情報伝達イメージ



### 3 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉施設、福祉サービス事業者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織、自治会・町内会等に対し、避難行動要支援者情報の収集、共有や登録台帳の必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

### 4 避難支援訓練の実施

自主防災組織は、避難行動要支援者の避難支援に関係する機関及び避難支援者と協力、連携し、地域の防災訓練等において避難行動要支援者の避難支援訓練を実施し、市はこれを支援する。

## 5 安否確認情報の収集体制

### (1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施することとなるが、親戚や知人宅に避難し、避難所へ避難しない避難行動要支援者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しいことが予想される。

このため、避難支援者からの避難行動要支援者の避難情報等を活用する等、避難行動要支援者の安否情報の収集に努めるものとする。

### (2) 避難支援者からの報告

避難支援者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合は、避難所に報告するものとする。

## 第5章 避難所等における支援体制

### 1 避難所等における要配慮者支援体制

市及び自主防災組織は、自治会・町内会、福祉関係団体、避難支援者等の協力により、連携して支援を実施する。

自主防災組織は、要配慮者に配慮するため要配慮者に関する要配慮者担当者を設置し、民生委員児童委員協議会等と協力し、避難所において必要となる要配慮者支援に関する相談や要配慮者のニーズ等の把握に努める。

#### (1) 支援体制の確認

市及び避難所の施設管理者は、平常時から要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練等を実施し、避難所における要配慮者のニーズや情報伝達方法、対応可能な人的・物的資源等の提供方法等について確認する。

#### (2) 優先的支援の実施

避難所等においては、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況の中で、支援者の有無や障害の種類、程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要配慮者について優先的に対応するものとする。

### 2 福祉避難所

#### (1) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、人的要員の確保が比較的容易である施設を、あらかじめ福祉避難所として指定する。また、社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

#### (2) 福祉避難所の確保

市は、要支援者名簿等の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

#### (3) 設置、運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等の福祉避難所の設置、運営訓練を実施する。

静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳

(あて先) 静岡市長  
 私は、「静岡市避難行動要支援者避難支援プラン」の趣旨に賛同し、名簿への登録を申請します。  
 また、私が登録した個人情報を、災害時の避難支援活動、安否確認、日ごろの支援活動等を行うため、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会に提供することに同意します。  
 年 月 日

本人氏名： \_\_\_\_\_ 印      代理人氏名： \_\_\_\_\_ 印  
 \_\_\_\_\_  
 代理人住所： \_\_\_\_\_  
 代理人電話番号： \_\_\_\_\_

フリガナ		生年月日	年 月 日生	性別
氏 名				
住 所	〒 静岡市	電話番号		
		FAX 番号		
家族構成	人(本人含む)(留意事項 _____ )			
自主防災組織名： (自治会・町内会名)		民生委員氏名：		
緊急連絡先		電話番号		
住所		(自 宅)		
		(携 帯)		
氏名		続柄( _____ ) (勤務先)		
住所		(自 宅)		
		(携 帯)		
氏名		続柄( _____ ) (勤務先)		
状況確認欄(あてはまる番号を○で囲んでください。)				
1 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯の方      2 要介護認定を受けている方      3 障害のある方				
4 その他支援が必要な方(理由： _____ )				
留意事項(※ 支援活動を円滑に進めるため、必要な事項をご記入ください。)				
避難支援者(避難支援者の了解を得て、できるだけ記入してください。)				
氏名		住所	電話・FAX	
氏名		住所	電話・FAX	

この台帳に関する情報は、災害発生時に地域の支援により安否確認や生命等の安全を図るもののほか、日ごろの支援活動に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。 静岡市長 (市役所使用欄)

作成	年 月 日	
廃止	年 月 日	理由
整理番号 1		整理番号 2

(問い合わせ先) 静岡市役所 保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課 電話 054-221-1366 FAX 054-221-1091

## 静岡市避難行動要支援者名簿

一連 番号	フリガナ 氏 名	住 所 方 書	年 齢 性 別	日常生活に 問題なし	備考（登録年度等）
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					

様式第3号

静岡市避難行動要支援者名簿等の取扱いに係る協定書

静岡市（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、静岡市避難行動要支援者避難支援プランに基づく静岡市避難行動要支援者名簿登録申請書兼登録台帳及び静岡市避難行動要支援者名簿（以下これらを「避難行動要支援者名簿等」という。）の取扱いに関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報保護の重要性を確認し、個人の権利利益を侵害することのないよう、避難行動要支援者名簿等について適切に取り扱うものとする。

（収集の制限）

第2条 乙は、避難行動要支援者名簿等により避難行動要支援者の災害時の支援に必要な個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲で活動するものとする。

（目的外利用・提供の制限）

第3条 乙は、甲の指示がある場合を除き、避難行動要支援者名簿等を避難行動要支援者の支援以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（避難行動要支援者名簿等の管理）

第4条 乙は、避難行動要支援者名簿等について、紛失、盗難等の事故を防ぐため、施錠のある保管場所を定め、適切に管理するものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、避難行動要支援者名簿等から知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。避難行動要支援者の支援の役割を離れた後においても同様とする。

（複写の制限）

第6条 乙は、甲の承認を得ないで、避難行動要支援者名簿等を複写してはならない。

（協力者への周知）

第7条 乙は、避難行動要支援者に対する災害時の避難支援者（近隣者、友人等）に対して、避難行動要支援者名簿等から知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に必要な事項を周知徹底するものとする。

（避難行動要支援者名簿等の返還）

第8条 乙は、避難行動要支援者名簿等を保有する必要がなくなったときは、速やかに避難行動要支援者名簿等を甲に返還するものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、避難行動要支援者名簿等の管理等について必要と認めるときは、随時協議するものとする。



(事故発生時における報告)

第10条 乙は、避難行動要支援者名簿等の紛失、盗難その他の事故が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(定めのない事項等の処理)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市長

乙 静岡市  
  
会長

静岡市 保健福祉長寿局  
健康福祉部 福祉総務課

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

電話 054-221-1366

FAX 054-221-1091

Mail [fukushisoumu@city.shizuoka.lg.jp](mailto:fukushisoumu@city.shizuoka.lg.jp)